

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和8年4月15日

和泉市監査委員 船富 康次  
和泉市監査委員 埴田 英伸

## 令和7年度定期監査（第2次分）の監査結果に基づく措置状況

1. 監査報告書 令和8年2月9日付け監査報告第7号

2. 主な着眼点

①公金・準公金の取扱状況、②備品の管理状況、③園児の安全管理、④タクシー乗車券の取扱状況

3. 監査結果に基づく措置状況等

監査対象機関	指摘事項	指摘事項に対する措置内容
和泉保育園	準公金（写真代）の現金出納帳において、通帳からの出金内容の記載漏れが見受けられた。	月締めの際に改めて記入漏れがないかを確認するよう当該園への指導と園長会での再周知を行いました。